

# 介護保険料（普通徴収）の納期が変わります

年6回↓年8回に変更

平成31年4月から介護保険料普通徴収の暫定賦課を廃止することになりました。これにより普通徴収の方は、納期が変わります。

これまでは、4月から隔月で年6回の納期となっていました。暫定賦課（4月と6月）を廃止し、7月から翌年2月までの年8回に変更となります。詳しくは下表をご確認ください。※年間保険料の基準額は変更ありません。

納付書発送は7月中旬（予定）

今までは4月と8月の2回に分けて納付書を送付していましたが、今回から7月の1回だけになります。

年金天引きの方は変更ありません

年金から天引き（特別徴収）の方については変更ありません。これまでと同様に年金支給

月（4・6・8・10・12・2月）に天引きされます。

問 伊奈庁舎介護福祉課 電話 58-2111

【変更前】平成30年度まで

納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	5期	—	6期	—



【変更後】2019年度（平成31年度）から

納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	—

**対象者** 介護保険料を納付書・口座振替により納付している方（普通徴収）

- 変更点**
- ①納期が年6回から年8回になり、納期限が変わります。
  - ②納付書の発送が年2回から年1回となります。（7月中旬を予定）

## よくある質問 Q&A

Q：普通徴収と特別徴収とは何か。  
A：普通徴収とは納付書もしくは口座振替で納付することです。特別徴収とは年金から天引きし保険料を納付することです。

Q：暫定賦課とは何か。  
A：暫定賦課とは、前年中の所得がまだ確定しない時期に、前年度の課税状況に基づいて保険料を算定する方法です。

Q：暫定賦課をなくすことにどのようなメリットがあるのか。  
A：介護保険料の通知が年2回（4月・8月）から年1回（7月）になることにより、保険料の算定方法が分かり易くなります。また、納期が年6回から年8回に増加することにより1期分あたりの負担額が軽くなります。

Q：現在40～64歳で介護保険料を会社の医療保険から引かれているが、どうなるのか。  
A：今回の介護保険料納期変更は、65歳以上の普通徴収の方が対象となります。40歳～64歳の方は、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から今まで通り納めていただきます。

Q：納期が増えて納めるのが大変になってしまう。納め忘れてしまいそう。  
A：便利で確実な口座振替をぜひ、ご利用ください。

### ■口座振替の申し込み方法

#### 【金融機関で申し込む場合】

次のものを持参の上、口座のある取扱金融機関窓口でお申し込みください。

- ・預貯金通帳（または、口座番号の確認ができるもの）
- ・通帳の届出印
- ・口座振替依頼書

#### 【市役所で申し込む場合】

口座振替依頼書（自動払込利用申込書）に、必要事項を記入および通帳口座の届出印を押印の上、収納課に郵送するか窓口を持参してください。

※口座振替依頼書の用紙は、市内および近隣の取扱金融機関・ゆうちょ銀行・市役所窓口・ホームページに用意してあります。また、各納入通知書にも依頼書を同封しています。